

みずほ中国 Business Express (第 751 号)

2026 年 6 月 5 日 | みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部

平素より多大なるご支援を賜り、心より感謝申し上げます。
「みずほ中国 Business Express」より、中国の最新の政策動向をお届けいたします。

対外政策：「対外投資に関する国务院の規定」

6 月 1 日、国务院より「対外投資に関する国务院規定」が公布された（2026 年 7 月 1 日施行）。中国の対外投資分野における初の行政法規となる本規定は全 34 条からなり、対外投資のサービス、管理、保護に関する制度と措置が明確に定められている。

背景：

中国の対外投資規模は世界トップレベルを維持しており、国際的な産業分業や協力への関与も深まり続けている。しかし、国際情勢が変化する中、長年にわたり主に各行政機関の規則や通達などに依拠してきた従来の対外投資の管理・支援体制は、すでに現実のニーズにそぐわなくなっていた。そのため、これまで実施されてきた有効な措置を法制度へと格上げし、より上位の専門法を整備することが急務となっていた。

意義：

本規定は、投資者およびその対外投資の合法的権益を効果的に保護し、国家の主権、安全、発展の利益を守り、対外投資の質の高い発展を推進することを目的として、対外投資の支援、管理、保護などに関する制度と措置を明確に定めている。

中国の海外進出企業にとって、プラスの影響は主に以下の点：

- **企業の海外進出における効率向上：** 国が対外投資分野の支援リソースを統括することで、各行政機関の機能的優位性をより体系的かつ効率的に統合し、投資者に対して包括的かつワンストップの支援体制を提供できる。
- **国内外の企業間における協力機会の拡大：** 国が質の高い「一帯一路」の共同建設や、多国間・二国間の投資協力メカニズムの構築を推進し、国際的な投資ルール策定に積極的に参画する。また、サプライチェーンの国際協力を推進し、一国主義や保護主義に反対する。
- **関連サービス業の海外進出機会の拡大：** 本規定は専門的サービス体制の構築について方針を示しており、コンサルティング、法務、会計、金融などの業界に新たなビジネスチャンスをもたらす。これに伴い、主要企業は海外展開を加速させ、国際的なサービス提供能力を一段と高めていくと予想される。

一方で、海外進出企業はコンプライアンス要求の厳格化や、それに伴うコストの増加に直面する可能性もある。投資者が対外投資および関連活動を行う場合、法律規定や国際慣行を遵守し、現地の風習や文化・伝統を尊重することが求められると同時に、国内で整備されつつある対外投資管理体制にも適応し、種類と等級に応じた全プロセスにわたる監督・管理を受け入れなければならない。

【図表 1】「対外投資に関する国務院の規定」主な内容

項目	主な内容(抜粋)
趣旨と適用対象 (第 1-3 条)	➤ ハイレベルな対外開放を推進し、対外投資の質の高い発展を促進する。 ➤ 中国国内の投資者が海外投資を行う場合、本規定が適用される。
サービスリソースの統括と付随サポート (第 4-9 条)	➤ 国は、国際水準の経済・貿易ルールに積極的に対応し、質の高い「一帯一路」の共同建設を推進する。また、海外向けの総合的なサービス体制を構築し、公共プラットフォームやサービスを拡充するとともに、サービスリソースを統括する。 ➤ 専門サービス機関による海外ネットワークの拡大及び、グローバルなサービス提供能力と水準の向上を支援する。
投資管理体制の強化 (第 10-18 条)	➤ 国は対外投資の管理体制を強化し、種類と等級に応じた全プロセスにわたる監督・管理を実施する。また、奨励、制限、禁止する対外投資を明確にする。 ➤ 投資者が対外投資活動を行う場合、国が輸出を禁止している貨物、技術、サービスおよび関連データを輸出または使用してはならない。
投資保護、支援と反制裁 (第 19-25 条)	➤ 国は、多国間および二国間の貿易投資協定などの国際経済貿易協定の交渉・締結を積極的に推進し、対外投資の保護水準を引き上げるとともに、投資の自由化・円滑化を促進する。 ➤ 国は、他国（地域）で投資を行う中国の国民や組織、および投資した現地の企業やプロジェクトに所属する中国籍従業員に対し、法に基づき領事保護および支援を提供する。 ➤ 国務院の関係機関は、特定の国に対する投資政策を調整する措置を講じることができる。
罰則 (第 26-31 条)	➤ 政府機関の関連人員は、対外投資の管理・支援に関する職務を遂行する場合、法に基づき守秘義務を負う。 ➤ 投資者は国が禁止する対外投資を行い、（停止命令などの）執行を拒否した場合、投資額の 0.5% 以上、1% 以下の罰金を科す。また、投資者が規定に基づく海外投資の認可・届出手続きを行わなかった場合は、投資額の 0.1% 以上、0.5% 以下の罰金を科す。 ➤ 投資者が贈賄や詐欺などの不正な手段により海外投資の認可・届出を取得した場合、投資額の 0.1% 以上、0.5% 以下の罰金を科す。
附則と施行期日 (第 32-34 条)	➤ 投資者による香港特別行政区、マカオ特別行政区、および台湾地区における投資の管理については、本規定に準じて執行する。 ➤ 投資者による海外金融市場における投資、および海外での再投資の管理については、本規定および国のその他の関連規定に従って執行する。 ➤ 本規定は 2026 年 7 月 1 日より施行する。

(公開情報に基づき、みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部整理作成)

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。:

https://www.gov.cn/zhengce/content/202606/content_7070755.htm

みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部 担当者:単

Tel : 021-3855-8888 (Ext:1157)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2026 Mizuho Bank (China) , Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。